

第四期特定健康診査等実施計画

静岡県信用金庫健康保険組合

最終更新日：令和6年03月13日

特定健康診査等実施計画（令和6年度～令和11年度）

| 背景・現状・基本的な考え方 【第3期データヘルス計画書 STEP2から自動反映】 | | | |
|--|---|---|---|
| No.1 | <p>2018年度～2022年度の被保険者数等の推移では、平均加入者数は減少し平均年齢は上昇している。特に50代以上の加入者の割合が増加し高齢化が進んでいる。高齢化は今後も続くと思われ、医療費の増加は避けられないものとする。</p> | ➔ | <p>生活習慣病の受診勧奨事業により、リスク保有者の早期治療、重症化予防を継続する。若年世代から生活習慣の改善を図り、健康保持増進に努める。被保険者一人一人のヘルスリテラシーの向上を図る。</p> |
| No.2 | <p>【特定健診受診率】 被保険者は、ほぼ100%。 被扶養者は、他健保に比べ高い水準で推移しているが、未だ65%に留まっている。</p> | ➔ | <p>被保険者に関しては、コラボヘルスにより現状の高い受診率を維持する。被扶養者の健診受診を強化する。被扶養配偶者にPepUpの登録者対象範囲を拡大し直接アプローチ（受診勧奨）できる仕組みを構築する。</p> |
| No.3 | <p>【特定保健指導実施率】 被保険者については、事業所訪問型特定保健指導を開始したことにより特保実施率は増加傾向にある。特保対象者も減少傾向にあるため、実施率は上昇傾向。 被扶養者の実施率は24.5%に留まり、特保該当者率に減少も見られない。</p> | ➔ | <p>被保険者については、対象者への特定保健指導実施を継続して推進する。特保対象者への新規流入を抑制するため、予備群対策も強化する。 被扶養者については、令和5年度から開始した「特定保健指導該当のお知らせ」通知により特定保健指導受診勧奨を継続する。</p> |
| No.4 | <p>コラボヘルスにより実施してきた生活習慣病重症化予防事業や事業所の健康経営との相乗効果により、健診結果や問診内容、生活習慣病医療費などに少しずつではあるが改善が見られる。しかしながら、糖尿病リスクのHbA1cや、運動習慣、受診勧奨後の医療機関受診率35%については、依然として当健保全体の健康課題である。</p> | ➔ | <p>HbA1c検査数値の改善に向け「運動習慣の促進」をPepUpの機能を活用し推進していく。 また、心疾患脳疾患の重症化予防を目的とした受診勧奨は、医療機関受診率100%を目指し、コラボヘルスの重点項目として、事業主と連携して推進強化を図る。</p> |
| No.5 | <p>医療費の5年間推移では、男性被保険者の医療費はほぼ横ばいであるのに対し、2022年度の女性被保険者の医療費は2018年度比25%増となっている。 被扶養者の医療費も増加傾向にあり、その要因として、継続して高額医療を必要とする被扶養者や超低体重児にかかる医療費の影響が大きい。 疾病分類別では、「がん」の医療費が突出して高い。中でも「乳がん」の確定診断率が高く、40代の罹患者が非常に多い。</p> | ➔ | <p>「がん」は早期発見、早期治療、重症化予防が重要であり、がん検診の受診が第一歩となる。 当健保組合では、人間ドック・脳ドック・PET検診・婦人科検診と、がん検診に有効な健診体制を整えているが、特に女性の「がん」に有効な婦人科検診の受診を強化する。</p> |
| No.6 | <p>後発医薬品の使用率は、全体平均と同程度で推移しているが、前期高齢者の後発医薬品使用率が低い傾向にある。</p> | ➔ | <p>後発医薬品使用率の低い前期高齢者をターゲットとした紙通知で後発医薬品への切替を促し、使用率のアップを図る。</p> |

基本的な考え方（任意）

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧症は予防可能であり、発症した後も血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

1 事業名 事業所訪問型特定保健指導

対応する健康課題番号 No.3



事業の概要

| | |
|----|---|
| 対象 | 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者 |
| 方法 | 勤務先に専門職を派遣し、就業時間内に特定保健指導の初回面談を行う。 |
| 体制 | 健保連静岡連合会の共同事業。外部委託先業者：関ベネフィット・ワン。事業主との連携。 |

事業目標

勤務先で就業時間内に特定保健指導の初回面談を実施することで、被保険者が特定保健指導を受けやすい環境を整備する。
事業主とのコラボヘルスの強化により、特定保健指導実施率の向上と中断者の削減を図る。
特定保健指導該当者の生活習慣の改善を促し、将来の生活習慣病発症リスクの抑制を図る。

| 評価指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アウトカム指標 被保険者の特定保健指導実施率 | 41.8% | 41.9% | 41.9% | 41.9% | 41.9% | 41.9% |
| アウトプット指標 参加信用金庫数 | 9 信金 |

実施計画

| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|---|-------|-------|
| 人間ドック当日に特定保健指導が実施できなかった被保険者を対象に、事業主と協働して、勤務先で就業時間内に特定保健指導を実施する。 | 継続 | 継続 |
| R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 継続 | 継続 | 継続 |

2 事業名 特定健診（被保険者）

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要

| | |
|----|---|
| 対象 | 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被保険者 |
| 方法 | 健保組合が契約している生活習慣病健診機関または人間ドック健診機関にて受診する。 |
| 体制 | 事業主との連携。健診機関との連携。ICTツールを用いた受診勧奨を実施。 |

事業目標

特定健診の受診により、疾病の早期発見・早期治療・重症化予防を図るとともに、自らの健康に関心を持つことによる健康保持・増進を促す。

| 評価指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|---------------------------|------|------|------|------|-------|-------|
| アウトカム指標 特定健診受診率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| アウトプット指標 事務担当者向け説明会参加率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

実施計画

| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|-------------------------------|-------|-------|
| 事業主と連携し、被保険者の特定健診受診率100%を目指す。 | 継続 | 継続 |
| R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 継続 | 継続 | 継続 |

3 事業名 特定健診（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.2



事業の概要

| | |
|----|---|
| 対象 | 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：被扶養者/任意継続者 |
| 方法 | 健保組合が契約している生活習慣病健診機関、人間ドック健診機関又は集合契約健診機関にて受診する。ICTツールを用いて、直接、加入者に健診受診を勧奨する。 |
| 体制 | 事業主の協力。健診機関との連携。ICTの活用。 |

事業目標

特定健診の受診により、疾病の早期発見・早期治療・重症化予防を図るとともに、自らの健康に関心を持つことによる健康保持・増進を促す。

| 評価指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|--------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アウトカム指標 特定健診受診率 | 65.0% | 65.4% | 65.9% | 66.4% | 66.9% | 67.4% |
| アウトプット指標 被扶養者アンケート配付率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

実施計画

| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|--|-------|-------|
| ICTツールを活用して、被扶養者への健診受診勧奨を強化し、受診率65.0%以上を目指す。 | 継続 | 継続 |
| R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 継続 | 継続 | 継続 |

4 事業名 特定保健指導

対応する健康課題番号 No.3

事業の概要

| | |
|----|-------------------------------------|
| 対象 | 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者 |
| 方法 | 健保組合が契約した特定保健指導実施機関にて人間ドック当日に実施する。 |
| 体制 | 事業主との連携。実施機関との連携。 |

事業目標

特定保健指導の実施により、該当者に生活習慣の改善を促し、将来の生活習慣病発症リスクの抑制を図る。

| 評価指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アウトカム指標 | | | | | | |
| 特定保健指導非該当者割合 | 85.0% | 85.5% | 86.0% | 86.5% | 87.0% | 87.5% |
| アウトプット指標 | | | | | | |
| 特定保健指導実施率 | 39.8% | 40.1% | 40.3% | 40.4% | 40.5% | 40.7% |

実施計画

| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|---|-------|-------|
| 被保険者に対しては、事業主と連携して、人間ドック当日に就業時間内での特定保健指導実施等、受診しやすい環境を構築する。被扶養者は、特定保健指導該当者への受診勧奨を強化する。 | 継続 | 継続 |
| R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 継続 | 継続 | 継続 |

5 事業名 特定保健指導該当のお知らせ（被扶養者）

対応する健康課題番号 No.3

事業の概要

| | |
|----|---|
| 対象 | 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：40～74、対象者分類：基準該当者 |
| 方法 | 前年度健診結果での特定保健指導未受診の被扶養者に対して、特定保健指導該当のお知らせと特定保健指導実施施設の案内および受診勧奨通知を自宅あてに送付。 |
| 体制 | 健保内で通知を作成。 |

事業目標

特定保健指導に該当していること、特定保健指導の内容、特定保健指導実施施設等を対象の被扶養者に周知することにより、被扶養者の特定保健指導実施率向上を目指し、生活習慣改善による生活習慣病発症リスク低減を目指す。

| 評価指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アウトカム指標 | | | | | | |
| 被扶養者特定保健指導実施率 | 18.5% | 20.4% | 22.2% | 24.1% | 26.4% | 28.3% |
| アウトプット指標 | | | | | | |
| 通知実施率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |

実施計画

| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|--|-------|-------|
| 前年度健診結果での特定保健指導未受診の被扶養者に対して、特定保健指導受診勧奨を実施する。被扶養者の特定保健指導実施率向上、生活習慣病発症リスク低減を目指す。 | 継続 | 継続 |
| R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 継続 | 継続 | 継続 |

6 事業名 人間ドック

対応する健康課題番号 No.2

事業の概要

| | |
|----|--|
| 対象 | 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：35～74、対象者分類：加入者全員 |
| 方法 | 35歳以上の被保険者・被扶養者を対象に年度で1回、健保7割補助を実施。契約健診機関に予約をとり、健保組合に申し込みを行う。（生活習慣病健診・PET検診との併用不可） |
| 体制 | 契約健診機関の充実。事業主、契約健診機関との連携。「人間ドック利用規程」等の運用マニュアルの整備。 |

事業目標

人間ドックの受診により、疾病の早期発見・早期治療・重症化予防を図るとともに、自らの健康に関心を持つことによる健康保持・増進を促す。

| 評価指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アウトカム指標 | | | | | | |
| 被保険者特定健診受診率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 被扶養者特定健診受診率 | 65.0% | 65.4% | 65.9% | 66.4% | 66.9% | 67.4% |
| アウトプット指標 | | | | | | |
| 広報及び受診勧奨回数 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 |

実施計画

| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|--|-------|-------|
| 35歳以上の被保険者・被扶養者を対象に年度で1回、健保7割補助を実施。（契約健診機関での受診に限る） | 継続 | 継続 |
| R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 継続 | 継続 | 継続 |

7 事業名

生活習慣病健診

対応する
健康課題番号

No.2



事業の概要

| | |
|----|---|
| 対象 | 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：30～74、対象者分類：加入者全員 |
| 方法 | 30歳以上の被保険者・被扶養者を対象に年度で1回健保7割補助を実施。就業時間中の実施、事業所へ巡回バスによる健診の実施等、受診しやすい環境にも対応。（人間ドック・PET検診との併用不可） |
| 体制 | 事業主、契約健診機関との連携。「生活習慣病健診実施要領」等の運用マニュアルの整備。 |

事業目標

生活習慣病健診の受診により、疾病の早期発見・早期治療・重症化予防を図るとともに、自らの健康に関心を持つことによる健康保持・増進を促す。

| 評価指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| アウトカム指標 | | | | | | |
| 被保険者特定健診受診率 | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| 被扶養者特定健診受診率 | 65.0% | 65.4% | 65.9% | 66.4% | 66.9% | 67.4% |
| アウトプット指標 | | | | | | |
| 広報及び受診勧奨回数 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 | 3回 |

実施計画

| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|--|-------|-------|
| 30歳以上の被保険者・被扶養者を対象に年度で1回、健保7割補助を実施。（契約健診機関での受診に限る） | 継続 | 継続 |
| R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 継続 | 継続 | 継続 |

8 事業名

PETがん検診

対応する
健康課題番号

No.5



事業の概要

| | |
|----|--|
| 対象 | 対象事業所：全て、性別：男女、年齢：45～74、対象者分類：被保険者 |
| 方法 | 45歳以上の受診を希望する被保険者に対して年度で1回、健保7割補助を実施。年度初めに受診希望を募り、健診機関と連携して予約をとる。（人間ドック・生活習慣病健診との併用不可） |
| 体制 | 高額な検診のため、予算枠（実施可能人数）を限定して募集。事業所担当者、健診機関との連携。 |

事業目標

PETがん検診の受診により、各種がんの早期発見・早期治療・重症化予防を図るとともに、自らの健康に関心を持つことによる健康保持・増進を促す。

| 評価指標 | R6年度 | R7年度 | R8年度 | R9年度 | R10年度 | R11年度 |
|--|------|------|------|------|-------|-------|
| アウトカム指標 | | | | | | |
| 本事業単独での定量的な効果は測定できないため。（アウトカムは設定されていません） | | | | | | |
| アウトプット指標 | | | | | | |
| 広報回数 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 | 1回 |

実施計画

| R6年度 | R7年度 | R8年度 |
|---|-------|-------|
| 被保険者のみ、45歳以上の希望者に対し、年度で1回、健保7割補助を実施。（契約健診機関での受診に限る） | 継続 | 継続 |
| R9年度 | R10年度 | R11年度 |
| 継続 | 継続 | 継続 |

| 達成しようとする目標／特定健康診査等の対象者数 | | | | | | | | |
|-------------------------|-----------|---------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|-------------------------|
| | | 令和6年度 | 令和7年度 | 令和8年度 | 令和9年度 | 令和10年度 | 令和11年度 | |
| 特定健康診査実施率 | 計画値 ※1 | 全体 | 4,671 / 5,076 = 92.0 % | 4,648 / 5,045 = 92.1 % | 4,626 / 5,015 = 92.2 % | 4,604 / 4,985 = 92.4 % | 4,582 / 4,955 = 92.5 % | 4,560 / 4,925 = 92.6 % |
| | | 被保険者 | 3,920 / 3,920 = 100.0 % | 3,896 / 3,896 = 100.0 % | 3,873 / 3,873 = 100.0 % | 3,850 / 3,850 = 100.0 % | 3,827 / 3,827 = 100.0 % | 3,804 / 3,804 = 100.0 % |
| | | 被扶養者 ※3 | 751 / 1,156 = 65.0 % | 752 / 1,149 = 65.4 % | 753 / 1,142 = 65.9 % | 754 / 1,135 = 66.4 % | 755 / 1,128 = 66.9 % | 756 / 1,121 = 67.4 % |
| | 実績値 ※1 | 全体 | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % |
| | | 被保険者 | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % |
| | | 被扶養者 ※3 | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % |
| 特定保健指導実施率 | 計画値 ※2 | 全体 | 261 / 655 = 39.8 % | 261 / 651 = 40.1 % | 261 / 648 = 40.3 % | 260 / 644 = 40.4 % | 259 / 639 = 40.5 % | 259 / 636 = 40.7 % |
| | | 動機付け支援 | 122 / 310 = 39.4 % | 122 / 308 = 39.6 % | 122 / 307 = 39.7 % | 122 / 305 = 40.0 % | 121 / 302 = 40.1 % | 122 / 301 = 40.5 % |
| | | 積極的支援 | 139 / 345 = 40.3 % | 139 / 343 = 40.5 % | 139 / 341 = 40.8 % | 138 / 339 = 40.7 % | 138 / 337 = 40.9 % | 137 / 335 = 40.9 % |
| | 実績値 ※2 | 全体 | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % |
| | | 動機付け支援 | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % |
| | | 積極的支援 | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % | - / - = - % |

※1) 特定健康診査の(実施者数) / (対象者数)

※2) 特定保健指導の(実施者数) / (対象者数)

※3) 特定健診の対象となる被扶養者数には、強制被扶養者、任意継続被扶養者、特例退職被扶養者、任意継続被保険者、特例退職被保険者を含めてください。

目標に対する考え方(任意)

令和11年度における特定健康診査の実施率を92.6%とし、特定保健指導の実施率を40.7%とする。
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率の目標については、令和11年度までに全国目標である25%減少(平成20年度対比)に向けて最大限の努力をする。

特定健康診査等の実施方法(任意)

(1) 実施場所
①特定健康診査
1.生活習慣病健診：当健保組合契約健診機関の巡回健診車または施設内
2.人間ドック：当健保組合契約健診機関の施設内
3.集合契約による特定健診：集合契約健診機関の施設内
②特定保健指導
1.人間ドック当日型：当健保組合契約人間ドック施設内
2.事業所訪問型(健康保険組合連合会静岡連合会との共同事業)：被保険者の勤務先に専門職が訪問

(2) 実施項目
実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム」第2編第2章に記載されている健診項目とする。

(3) 実施時期
実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無
①特定健康診査：当健保組合契約した健診機関に委託、集合契約による健診機関に委託
②特定保健指導：当健保組合契約した保健指導実施機関に委託、健康保険組合連合会静岡連合会との共同契約により委託

(5) 周知や案内の方法
健保組合広報紙やホームページに掲載する。
健康ポータルサイトPepUpによるメール配信により当健保組合から加入者へ直接連絡する。

(6) 健診データの受領方法
健診のデータは、契約健診機関から直接または代行機関を通じ、電子データを随時(又は月単位)受領して当健保組合で保管する。
また、特定保健指導についても、委託した保健指導実施機関から、電子データで受領して当健保組合で保管する。
なお、保管年数は5年とする。

個人情報の保護

当健保組合は、組合が定める「個人情報保護管理規程」を遵守する。
当健保組合は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはいけない。
また、業務を委託した健診・保健指導機関にあっても、個人情報保護法に基づいた管理を遵守させるものとする。
データの管理者は常務理事とし、データの利用者は当組合職員に限定する。
業務を外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者などを契約書に明記する。

特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画書を当健保組合ホームページに掲載する。

その他(特定健康診査等実施計画の評価及び見直しの内容等)

国への実績報告データにより、特定健康診査等の実施率を把握し、目標値の達成状況について評価する。必要に応じて目標、実施方法等の見直しを図る。